

年末年始の交通事故防止運動

令和4年12月21日(水)～令和5年1月3日(火)

年末年始は人や車の動きが慌ただしくなり、飲酒の機会も増え、交通事故が増えます。

飲酒運転等の
危険運転防止

夕暮れ時と夜間の
交通事故防止

高齢者の
交通事故防止

歩行者の安全と
自転車の安全利用
の確保

©2010 熊本県くまモン

運転者、歩行者、家庭、職場で声をかけ合い、交通事故ゼロの熊本へ!

運転者は

- ① 飲酒運転の悪質性・危険性、結果の重大性を認識し、飲酒運転をしないことを厳守しましょう。
- ② 計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- ③ 高齢者や子どもの歩行者及び高齢運転者マーク等(身体障がい者・聴覚障がい者・初心運転者マークを含む)を表示している車両に対して、思いやりのある運転に努めましょう。特に、横断歩道上の事故を防ぐため、「てまえ運動」を実践しましょう。
(※てまえ運動:歩行者は横断する意思、運転者は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合って体現し、事故を未然に防ぐ運動)
- ④ シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
※後部座席を含むシートベルトやチャイルドシートの効果と必要性について理解を深め、正しい使用を実践しましょう。
- ⑤ 自転車の右側通行、二人乗り、傘差し、スマートフォンを含む携帯電話の使用、無灯火、イヤホン等使用運転などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。



飲酒運転は
犯罪です!

酒酔い運転

- 〈罰則〉
○5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
〈行政処分〉
○免許取消【点数35点】

酒気帯び運転

- 〈罰則〉
○3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
〈行政処分〉
○呼気1リットル中
アルコール0.25mg以上
免許取消【点数25点】
○呼気1リットル中
アルコール0.15mg以上
0.25mg未満
免許停止【点数13点】

年末年始の交通事故防止運動

令和4年12月21日(水)～令和5年1月3日(火)

歩行者は

- ① 「信号を守る」など、歩行者の交通ルールを再認識し、安全な行動を実践しましょう。
- ② 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい色の服や反射材用品等を着用しましょう。
- ③ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある所では、横断歩道を渡りましょう。
- ④ 横断歩道を横断する際は、「てまえ運動」を実践しましょう。
※ 幼児・児童は「手を大きく上に挙げて」横断歩道を渡りましょう。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話等の画面を見ながら歩くのは止めましょう。



家庭では

- ① 飲酒運転の危険性や結果の重大性について話し合い、飲酒運転をしない・させない・許さない環境を作りましょう。
- ② 身近な高齢者に対する交通安全の呼びかけを推進しましょう。
- ③ シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣付けましょう。特に、子どもの命を守るチャイルドシートの重要性を認識し、正しく使用しましょう。
- ④ ヘルメットの着用について話し合い、習慣付けましょう。



ヘルメットの着用

- 令和4年10月1日から、熊本市では全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用が努力義務となっています。
- 道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、1年内に施行）により、熊本市以外でも全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用が努力義務となる予定です。

職場では

- ① アルコール検知器を活用し、二日酔いを含めた運転者の体調確認など、飲酒運転をさせない管理を徹底しましょう。
- ② 安全運転管理者等を中心に、思いやり運転の定着化に向けた交通安全教育活動を推進しましょう。
- ③ 朝礼、点呼等において、シートベルトの全席着用を始め、一人ひとりが交通ルールを厳守し、率先して模範的な交通行動を示すよう指導を徹底しましょう。

